

公益社団法人日本カーリング協会公認指導者制度

(趣旨)

第1条 公益社団法人日本カーリング協会（以下「本会」という。）は、カーリングの普及と競技力の向上を図るため、公益財団法人日本スポーツ協会（以下「JSP0」という。）と連携して、ライフステージに応じた多様な競技活動を推進することができる指導者を公認カーリング指導者として育成する「公認指導者制度」を制定する。

(目的)

第2条 この制度の目的は、次のとおりとする。

- 1 公認カーリング指導者による指導体制を確立すること。
- 2 公認カーリング指導者として求められる資質能力（思考・判断、態度・行動、知識・技能）の向上を図ること。
- 3 公認カーリング指導者の資格の種類と役割等を明確にし、社会的信頼の向上を図ること。
- 4 公認カーリング指導者相互の連帯を深め、指導普及活動の促進を図ること。

(指導者の種類と役割)

第3条 本会が公認するカーリング指導者の種類と役割は、次のとおりとする。

- 1 カーリングスタートコーチ
地域スポーツクラブ・スポーツ少年団・学校運動部活動等のカーリングにおいて、必要最低限度の知識・技能に基づき、当該競技の上位資格者と協力して安全で効果的な活動を提供する者。
- 2 カーリングコーチ1
地域スポーツクラブ・スポーツ少年団・学校運動部活動等におけるカーリング競技のコーチングスタッフとして、基礎的な知識・技能に基づき、安全で効果的な活動を提供する者。
- 3 カーリングコーチ2
地域スポーツクラブ・スポーツ少年団・学校運動部活動等におけるカーリング競技で、監督やヘッドコーチ等の責任者として、安全で効果的な活動を提供するとともに、指導計画を構築、実行、評価し監督することと併せて、コーチ間の関わり及び成長を支援する者。
- 4 カーリングコーチ3
トップチーム・実業団等のコーチングスタッフとして、全国大会及び国際大会レベルのプレーヤー・チームに対して競技力向上を目的としたコーチングを行う者。

5 カーリングコーチ4

トップチーム・実業団・ナショナルチーム等のコーチングスタッフとして、国際大会レベルのプレーヤー・チームに対して競技力向上を目的としたコーチングを行う者

(受講資格)

第4条 公認指導者の受講資格は、次のとおりとする。

1 カーリングスタートコーチ

- ア 本会の登録会員であること
- イ 受講年の4月1日現在の年齢が18歳以上であること
- ウ カーリング技術が一定以上のレベルにあると認められること
- エ 加盟協会の推薦があること

2 カーリングコーチ1

- ア 本会の登録会員であること
- イ 受講年の4月1日現在の年齢が18歳以上であること
- ウ カーリングの活動歴が3年以上であること
- エ カーリングの技術が一定以上のレベルにあると認められること
- オ 加盟協会の推薦があること

3 カーリングコーチ2

- ア 本会の登録会員であること
- イ 受講年の4月1日現在の年齢が23歳以上であること
- ウ 公認カーリングコーチ1の資格を取得後3年以上であること
- エ 指導者又はコーチとして中心的な役割を担っていること、又は今後中心的な役割を担うこと（国際競技大会に出場実績がある場合は、申告により認めることがある）
- オ 加盟協会の推薦があること

4 カーリングコーチ3

- ア 本会の登録会員であること
- イ 受講年の4月1日現在の年齢が25歳以上であること
- ウ 公認カーリングコーチ1の資格を取得後5年以上にわたり指導者又はコーチとして活動していること（国際競技大会のコーチとして複数回参加している場合は、申告により認めることがある）
- エ 加盟協会の推薦を受けて、本会の承認を得た者であること

5 カーリングコーチ4

- ア 本会の登録会員であること
- イ 受講年の4月1日現在の年齢が28歳以上であること
- ウ 公認カーリングコーチ3の資格を取得後3年以上にわたり指導者又はコーチとし

て活動していること

エ 加盟協会の推薦を受けて、本会の承認を得た者であること

(養成)

第5条 スポーツ指導者に共通して求められる資質能力に関する「共通科目」の養成講習はJSP0が実施し、役割に応じて求められる専門的な資質能力に関する「専門科目」の養成講習は本会が実施する。

- 1 共通科目の講習過程と履修時間は、JSP0が定めるところによる。
- 2 専門科目の講習過程と履修時間は、本会が別に定める。
- 3 共通科目と専門科目は、単一年度内の修了を原則とするが、事情により修了できない場合は、最長4年以内まで認める。

(認定)

第6条 公認指導者の認定は、次のとおりとする。

- 1 共通科目及び専門科目の所定のカリキュラムを修了し、検定に合格した者のうち、JSP0の登録規程により登録手続きを完了した者を公認指導者として認定する。
- 2 公認カーリング指導者として認定された登録指導者は、JSP0及び本会の組織内指導者となる。

(登録有効期間・資格の喪失)

第7条 公認カーリング指導者の登録有効期間及び資格喪失は、次のとおりとする。

- 1 登録有効期間は4年間とし、4年毎に更新する。
- 2 次のいずれかに該当した場合は、資格を失う。
 - ア 資格の有効期間内にJSP0が規定する登録（更新）手続きを行わなかった場合。
 - イ 本人から資格辞退の届け出があった場合。
 - ウ 本会から登録抹消の懲罰が科された場合。
 - エ その他、JSP0が規定する登録要件を満たしていないことが明らかである場合。
- 3 上記のア、イにより資格を失った者で、本人が復活を希望し加盟協会長から相当の内申があった場合は、失効後3年以内であれば担当委員会で審査し、資格の復活を認めることが出来る。

(指導者の責務)

第8条 公認カーリング指導者は次の責務を負う。

- 1 「カーリング精神」をよく理解した上で、中核指導者としての自覚と品格を持ち、「カーリングを安全に、正しく、楽しく」指導し、「カーリングの本質的な楽しさ、すばらしさ」を伝えること。

- 2 プレイヤーズセンターの考え方のもとに、プレイヤーの望む活動を理解し、その成長を支援すること。
- 3 積極的に研修等を受けるなど常に自己研鑽を図り、資質能力の向上に努めること。
- 4 登録の更新にあたっては、JSP0が実施あるいは認める更新研修を登録有効期間内(期限の6か月前まで)に最低一回以上は受講すること。

(委任事項)

第9条 この制度の運用に係る細部の事項は、本会の指導普及委員会において決定するものとする。

付則

- 1 この制度は、平成5年6月18日に制定し施行する。
- 2 この制度は、一部改正し平成7年4月1日から施行する。
- 3 この制度は、一部改正し平成10年4月1日から施行する。
- 4 この制度は、全面改正し平成17年4月1日から施行する。
- 5 この制度は、一部改正し平成26年7月14日から施行する。
- 6 この制度は、一部改正し令和3年8月19日から施行する。